

お知らせ



公的年金に係る所得に対する 個人住民税の支払方法が変更

平成21年10月支給分の年金から、現在の「介護保険料」・「国民健康保険税」に加えて個人住民税の特別徴収（引き落とし）が始まります。

1. 特別徴収の対象者

● 個人住民税（市・県民税）が課税され、前年中に老齢基礎年金等を受給

● 年額が18万円以上の老齢基礎年金等を受給

● 4月1日現在で65歳以上

● 特別徴収税額が老齢基礎年金の年額を超えない

● 老齢基礎年金等から介護保険料が引き落としされている

● 1月1日以後引き続き山武市に居住

2. 対象となる年金の種類

厚生年金、共済年金、企業年金などを含む全ての公的年金等に係る所得額に応じた税額が特別徴収（引き落とし）の対象となります。

ただし、その税額は、老齢基礎年金または老齢年金、退

3. 特別徴収について

個人住民税については、毎年6月に税額を決定し、納税義務者に納税通知書を送付します。

特別徴収となる人は、21年度に限り第1期（6月）・第2期（8月）が普通徴収（納税通知書や口座振替での納付）、

10月以降は年金支払月（10月、12月、2月）に特別徴収で納めていただきます。22年度以降は、年金支払月ごとの特別徴収となりますが、4月、

6月、8月の年金からの特別徴収は、前年度最終の2月の特別徴収と同額を仮徴収とし、6月の税額確定後に確定

後の税額から仮徴収の額を差

職年金等から特別徴収（引き落とし）となります（いわゆる2階・3階部分の年金からは特別徴収しません）。
し引いた税額を本徴収として10月、12月、2月に納めていただきます。

（例）年金に係る年税額が1万2千円だった場合（特別徴収開始年度1年目）

徴収の方法	普通徴収 (自分で納付)		特別徴収 (年金からの引き落とし)		
	6月	8月	10月	12月	2月
年金支給額					
税 額	年額の 4分の1	年額の 4分の1	年額の 6分の1	年額の 6分の1	年額の 6分の1
(例) 12,000円 の場合	3,000円	3,000円	2,000円	2,000円	2,000円

個人住民税の納税通知書

個人住民税（市・県民税）納税通知書を6月15日に発送します。

今回から、行政改革の一環として、納期前納付報奨金（前納報奨金）制度を廃止しました。皆様のご理解ご協力をお願いします。

なお、平成21年度（20年中の所得）の所得・課税証明は、6月15日から交付できます。窓口に来る人が、証明する人と違う場合は委任状が必要です。

※申告が済んでいない人は早めに申告しましょう。

問 課税課市民税係

☎ (80)1281

